《鳴門市農業委員会 7月総会 議事録》

開催	日時	令和4年7月28日(木) 午後2時	
開催場所		うずしお会館2階会議室	
出席	委員	2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫 4番 大西 善郎 5番 小川 佳 6番 里見 廣治 7番 高田 吉敏 8番 竹村 昇 9番 谷口 清美 10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規 12番 林 恭子 13番 林 博子 14番 平瀬 惣一 15番 小林 幸男 16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治 18番 増金 義文 19番 松浦 秀樹 20番 向 栄治	
欠席委員		1番 石園 順市	
議	案	議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課) 所有権移転 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について	2件 1件 1件 1件
報	告	①農地法第3条の3第1項の規定による届出について ②農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) ③使用貸借解約について ④農地であることの証明願について	6件 6件 2件 1件
		⑤地目照会について	6件

事務局長

定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年7月の農業委員会を開会いたします。

それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長

<挨 拶>

事務局長

ありがとうございます。

それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。

委員定数20名の内、出席委員19名、欠席委員1名であり、過半数に達しております。

よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。

それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長

議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。

議事録署名人は、19番 松浦委員、20番 向委員にお願いいたします。 それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長

<1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について > 所有権移転 2件

谷口会長

ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。 質問・ご意見等は無いようですので、採決いたします。『議案第1号』につい てただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。 次に、『議案第2号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての 審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

< 2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 1件> ・申請番号1について申請内容説明

谷口会長

次に地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからご意見をお願いします。

濱堀委員

11番。譲受人の●● ●●さんは元■■■の経営者です。現在、大津地区に て蓮根及び甘藷を栽培しています。

申請地は、自宅の隣が休耕地となっておりまして、取得後は甘藷の育苗及び野菜を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。許可することに異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といた します

以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。

次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ます。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番ついて、地元委員さんからご意見お願いいたします。

増金委員 18番。申請地は、第一小学校から西に位置する農地です。

譲受人は写真撮影業を営んでおり、申請地に隣接する父の建物内に営業所を 開設することとなりました。駐車場を確保するため、休耕地であった申請地を 売買する話がまとまり、今回の申請となりました。

事業計画では、山土にて盛土して砕石を敷きます。また、周囲に壁を新設します。

排水は雨水のみで、既設水路に放流する計画となっており、地元水利組合の 同意も得ているため許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、第一小学校から西へ約500mに位置しており、周囲を県道鳴門 池田線や宅地に囲まれた10ha未満の広がりの無い第2種農地に該当しま

> 本件は売買の後、譲受人が代表を務める法人に貸し出されることになるため、 賃貸契約書の写しや法人登記が併せて提出されています。

> 資金計画も妥当であり、周囲農地への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められます。

谷口会長
それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り承認といたします。

以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に 入ります。

まず事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 < 4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番の案件について、地元委員さからのご意見をお願いします。

濱堀委員

11番。申請者は大津町で蓮根等を生産する農家です。

申請地には蓮根、野菜及び果樹が作付けされており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について採決いたします。許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり承認することといたします。

以上で『議案第4号』については全てご審議いただきました。

次に『議案第5号』報告事項に入ります。報告事項については、事務局より 一括して説明を求めます。

事務局係長

< 4. 報告事項 21件>

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 6件

②農地法第18条第6項の規定による通知について

(農業経営基盤強化促進法) 6件

③使用貸借解約について

2件

④農地であることの証明願について

1件

⑤地目照会について

6件

谷口会長

ただいま、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

濱堀委員

報告事項⑤地目照会にある、判断不能と回答した案件の状況を教えてください。

事務局係長

非常に山奥にあり、公図と現地が完全に合わないため、判断が付きづらい状況でした。山の中に一部開けた所はありましたが、その開けた土地の中も畑、山林と地目が分かれており境目がわからない状態です。開けているから畑として判断して良いものか、中には木が生えてきている部分もあるのではないかと、どこからどこまでを見れば良いかわからない状況でした。よくよく現地を確認したけれども判断が付かないと法務局に報告しました。

谷口会長

他にございませんか。無いようでございますので、『議案第5号』報告事項 については、原案どおり承認することいたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。

事務局、何かありますか。

事務局

特にありません。

谷口会長

他にございますか。それでは、これをもちまして令和4年7月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

会 長 谷口 清美

議事録署名者 松浦 秀樹

議事録署名者 向 栄治